

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 15 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの期間及び55年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで
③ 昭和55年4月から同年6月まで

私は、国民年金に再加入した昭和42年頃から夫が亡くなった後の数年間までは、自宅を訪問していた集金人に国民年金保険料の納付を行うとともに、同集金人に免除申請の手続を全て行ってもらっていたので、申立期間の保険料だけを未納とするはずはないと思う。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無く、申立期間当時のことは明確に覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が亡くなる(昭和55年12月)までの申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無い上、申立期間①直後の49年4月から51年3月までの保険料は追納されていることから、申立人の国民年金制度への関心及び国民年金保険料の納付意識は高かったものとみられる。

また、国民年金被保険者台帳によると、昭和54年度の国民年金保険料が昭和56年1月29日に過年度保険料として納付されていることが確認できる。この納付時期を基準とすると、申立期間②のうち、53年10月から54年3月までの期間の保険料は、同様に過年度保険料として納付することが可能であり、直後の54年度の保険料(月額3,300円)より保険料額の低い、当該期間の保険料(月額2,730円)が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間③については、3か月と短期間であり、A市の国民年金被保険者名簿によれば、夫の当該期間の保険料は納付済みとされており、納付意

識の高かった申立人は当該期間の保険料を納付していたと考えられる。

一方、申立期間①については、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の保険料は未納とされており、オンライン記録との食い違いは無く、夫のオンライン記録も同様に未納とされていることから、申立人の保険料が納付されていたと推認することまではできない。

また、申立期間②のうち、昭和53年4月から同年9月までの期間については、前述の昭和54年度の保険料が納付された時点においては、既に、2年の時効が成立しており納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間①及び②のうち、昭和53年4月から同年9月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの期間及び55年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成18年5月から同年10月までを28万円に訂正する必要がある。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成18年11月から19年3月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立期間①のうち、平成18年5月から19年3月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額の記録については、申立期間②は7万7,000円、申立期間③は21万1,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月から 19 年 3 月まで
② 平成 18 年 8 月 10 日
③ 平成 18 年 12 月 10 日

申立期間①について、標準報酬月額が低く記録されているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②及び③について、賞与の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成18年5月から同年10月までの期間について、A社の社会保険に係る届出を代行していた社会保険労務士から提出された平成18年度労働保険番号別月別個人別賃金一覧表(支給額のみ記載あり。以下「賃金一覧表」という。)、課税庁から提出された19年度市民税・県民税課税証明

書及び同僚の給与支払明細書により、申立人は、当該期間において30万円の標準報酬月額に相当する給与を支給され、28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金一覧表、平成19年度市民税・県民税課税証明書及び同僚の給与支払明細書において推認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成18年11月から19年3月までの期間について、上記賃金一覧表、平成19年度及び20年度市民税・県民税課税証明書並びに複数の同僚の給与支払明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のうち、平成18年5月から19年3月までの期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、資料は無く詳細は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記賃金一覧表、平成19年度及び20年度市民税・県民税課税証明書並びに同僚の給与支払明細書において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成18年4月については、上記賃金一覧表、平成19年度市民税・県民税課税証明書及び複数の同僚の給与支払明細書により、事業主が申立人の給与から控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②及び③について、上記賃金一覧表、平成19年度市民税・県民税課税証明書及び同僚の給与支払明細書により、申立人は、申立期間②において、10万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、7万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、申立期間③において、28万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、21万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賃金一覧表、平成19年度市民税・県民税課税証明書及び同僚の賞与支払明細書において推認できる保険料控除額から、申立期間②は7万7,000円、申立期間③は21万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、資料は無く詳細は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記賃金一覧表、平成19年度市民税・県民税課税証明書並びに同僚の賞与支払明細書において推認できる保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月26日から同年7月1日まで

私がA社及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。継続して勤務していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から提出された申立期間に係るA社の給与支給明細書及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社及びグループ会社のB社に継続して勤務し（平成9年7月1日にA社C営業所からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年5月のオンライン記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社C営業所に勤務していた同僚24人のうち23人が、同社において平成9年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日にB社において被保険者資格を取得していることが確認でき、これら23人についていずれも、社会保険事務所（当時）が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の資格喪失日を同年6月26日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月26日から同年7月1日まで

私がA社及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。継続して勤務していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から提出された申立期間に係るA社の給与支給明細書及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社及びグループ会社のB社に継続して勤務し（平成9年7月1日にA社C営業所からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年5月のオンライン記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社C営業所に勤務していた同僚24人のうち23人が、同社において平成9年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日にB社において被保険者資格を取得していることが確認でき、これら23人についていずれも、社会保険事務所（当時）が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の資格喪失日を同年6月26日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を4万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月12日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額は、同社の事後届出により記録されているが、給付に反映されない記録となっているので、給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成20年分賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された平成20年分賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、4万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を7万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月11日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額は、同社の事後届出により記録されているが、給付に反映されない記録となっているので、給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成21年分賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された平成21年分賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を33万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月5日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額は、同社の事後届出により記録されているが、給付に反映されない記録となっているので、給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年分賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された平成15年分賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、33万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を7万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月3日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額は、同社の事後届出により記録されているが、給付に反映されない記録となっているので、給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された平成16年分賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額は、同社の事後届出により記録されているが、給付に反映されない記録となっているので、給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年分賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された平成17年分賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、10万1,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は9万7,000円、申立期間②は23万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成21年7月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額は、同社の事後届出により記録されているが、給付に反映されない記録となっているので、給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年分及び21年分の賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえば、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された平成17年分及び21年分の賃金台帳並びに厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、申立期間①は9万7,000円、申立期間②は23万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を29万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額は、同社の事後届出により記録されているが、給付に反映されない記録となっているので、給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された平成19年分賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、29万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を26万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額は、同社の事後届出により記録されているが、給付に反映されない記録となっているので、給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された平成19年分賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、26万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を35万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月11日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額は、同社の事後届出により記録されているが、給付に反映されない記録となっているので、給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成21年分賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された平成21年分賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、35万1,000円とすることが妥当である。

愛知（静岡）厚生年金 事案 7750

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

年金事務所から照会があった申立期間については、B社からA社に移った時期であるが、この間も途切れることなくいずれかの事業所に籍を置き勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継会社C社から提出された従業員名簿、D健康保険組合の適用台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はB社及び関連会社A社に継続して勤務し（昭和47年7月1日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者名簿の昭和47年8月の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、オンライン記録におけるA社の資格取得日が厚生年金基金の記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が資格取得日を昭和47年8月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知（三重）厚生年金 事案 7751

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和56年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月16日から同年8月16日まで
昭和56年7月16日付けで、A社D支店から同社C支店に異動したが、厚生年金保険の被保険者記録は、同日から1か月間空白となっている。
申立期間について、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び同社からの回答並びに雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和56年7月16日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者原票の昭和56年8月の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から50年3月まで

私は、結婚式（昭和40年11月）を挙げてすぐに義母から「国民年金に入ったからね。」と言われたので、申立期間のうち、義母が亡くなる41年11月頃までは、詳細は分からないが義母が私の国民年金の加入手続と保険料納付を行ってくれていたと思う。義母が亡くなった後の国民年金保険料は、私が夫の分と一緒に送られてきた納付書を使い市役所や金融機関で納付していた。水害で書類を無くしてしまい証明することはできないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間のうち、昭和41年1月から同年11月頃までの保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする義母は既に亡くなっていることから、国民年金の加入手続及び当該期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、義母が亡くなった後の国民年金保険料は、自身が夫の分と一緒に送られてきた納付書を使い市役所や金融機関で納付していたとしているところ、A市では、申立期間当時の保険料納付方法は、当初、国民年金印紙を国民年金手帳に貼り付ける印紙検認方式で、納付書による保険料納付が可能となったのは昭和47年からであったとしていることから、申立期間の大半は納付書により納付できない期間となり、申立人の申立期間に係る保険料納付の記憶は明確ではない。

さらに、申立人は、結婚式（昭和40年11月）を挙げてすぐに義母が国民年金の加入手続を行ってくれたと思うとしているところ、オンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の加入状況による

と、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年2月頃に夫と連番で払い出されている。これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、この頃に初めて国民年金の加入手続が行われ、この加入手続の際に、申立人が20歳となった39年*月*日（平成23年10月21日付けで共済組合の組合員資格を喪失した昭和40年8月6日に取得日訂正。）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、義母及び申立人が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、前述の加入手続が行われたとみられる昭和51年2月頃を基準とすると、申立期間のうち、41年1月から48年12月までの保険料は既に2年の時効が成立しており、遡って納付することはできない。49年1月から50年3月までの保険料については、過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、申立人は、保険料を遡って納付した覚えは無いとしており、当該期間の保険料を納付していたと推認できる事情までは見いだせないほか、申立人に係るA市の国民年金履歴・納付記録システムにおいても、申立期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が自身の国民年金保険料と一緒に納付していたとする夫についても、オンライン記録及びA市の国民年金履歴・納付記録システム共に、申立期間の保険料は未納とされている上、義母及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から同年9月まで

私は、勤務先を退職（昭和60年12月）後、国民年金保険料の督促通知が送られてきたので、61年3月から同年6月頃までの間に、その年の保険料を払いながら督促された保険料を数回に分けてA町役場で納付した。最後に納付した時に、役場の担当者から「これで終わりですよ」と言われたことも覚えている。督促された保険料も含めて全て納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職後、国民年金保険料の督促通知が送られてきたので、昭和61年3月から同年6月頃までの間に、その年の保険料を払いながら督促された保険料を数回に分けてA町役場で納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、58年11月8日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、国民年金被保険者資格を喪失したとされ、その後、申立人が再び国民年金被保険者資格を取得したのは60年12月31日とされていることが確認できることから、申立人は、申立期間において国民年金被保険者資格を取得しておらず、国民年金に未加入であり、未加入者に対して納付書が作成・送付されることは無いことから、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、A町の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の国民年金記録欄の記載内容を見ると、いずれも申立期間の国民年金被保険者資格取得の記載は無く、オンライン記録との食い違いは無い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年11月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月から12年3月まで

私は、申立期間当時、大学生で収入が無く、国民年金保険料の納付は母親が行ってくれていた。母親が納付義務のある保険料を未納にすることは考えられず、当時の経済状況や前年の保険料が納付されていることから、申立期間の保険料は納付してくれていたと考えられる。また、私が大学4年生の時に、母親から社会人になったら自分で保険料を納付するように言われたことも記憶にある。母親は当時のことを正確には記憶しておらず、納付を証明できる書類は無いが、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立期間に係る保険料の納付方法等の記憶は明確ではないとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、平成13年6月に申立人に対して申立期間に係るものとみられる過年度保険料の納付書が作成・送付されていることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料は未納であったものと考えられる。

さらに、申立人の母親は上記納付書が送付されてきたこと、及び当該納付書により申立期間の保険料を遡って納付したことの記憶は無いとしていることから、母親が申立期間の保険料を過年度保険料として納付したとまでは推認できない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

その上、申立期間の時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7752 (事案 7166 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月から 34 年 5 月 1 日まで
② 昭和 36 年 5 月から同年 9 月まで
③ 昭和 36 年 12 月から 37 年 5 月まで
④ 昭和 39 年 11 月から 40 年 3 月まで
⑤ 昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月 1 日まで
⑥ 平成 5 年 2 月 23 日から同年 4 月 1 日まで
⑦ 平成 8 年 9 月から同年 12 月 1 日まで
⑧ 平成 15 年 12 月 31 日から 16 年 1 月 1 日まで

前回の申立てについて、平成24年2月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらったが、結果に納得できない。

申立期間①、③及び⑥から⑧までのA社、B社、C社及びD社については、新たな資料は無いが、勤務していたのは間違いない。申立期間②については、前回はA社で勤務していたと申し立てたがE事業所であったこと、また申立期間④については、前回はF社及びG社で勤務していたと申し立てたがH社であったことを思い出した。申立期間⑤のI社については、同社在職中に受けた講習の修了証を提出し、申立期間の始期を昭和63年12月1日から同年1月に変更する。

再度調査をして、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立期間①については、A社の複数の同僚は、「実際の入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していない。」と証言していること、申立期間①及び②については、申立人から同僚として名前が挙げた事業主の息子は、「申立人の入社及び退職の時期を記憶していない。」と証言していること、申立期間③については、B社の複数の同僚は、申立人の勤務期間を記憶していない上、当該期間の同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申

立人の名前は無く、当該期間に健康保険整理番号の欠番は見当たらないこと、申立期間④については、当該期間のうち、昭和39年11月から40年2月1日までの期間はF社に、同日から同年3月までの期間はG社に勤務していたと主張していたところ、i) F社は、既に解散している上、当時の事業主及び申立人が記憶する同社の同僚は、既に他界しており、申立人の勤務実態について確認できないこと、ii) G社は、既に他社と合併しており、合併後の事業所は、「G社の従業員に関する資料等は無く、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いは不明である。」と回答している上、雇用保険の記録では、申立人の同社における資格取得日は同年4月23日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していること、申立期間⑤のうち63年12月1日から平成元年3月1日までの期間については、I社は、「当時の事業主は既に他界しており、当時の資料も保存していないため、申立人の入社時期は不明である。また、申立人と同職種の従業員については、入社してもすぐに辞めてしまう人が多いことから、入社後すぐには厚生年金保険の資格を取得させていない。」と回答している上、同社の複数の同僚からは、申立人が当該期間に同社に勤務していたとする証言が得られないこと、申立期間⑥については、C社は、既に事業を廃止しており、元事業主は、「当時の資料が無いため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答している上、雇用保険の記録では、申立人の同社における資格取得日は5年4月1日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致しており、同社の複数の同僚についても、申立人と同様に厚生年金保険と雇用保険の資格取得日とが一致していること、申立期間⑦については、申立人のD社における雇用保険の記録から、申立人が当該期間のうち、8年9月11日以降の期間において同社に勤務していたことが推認できるものの、同社は、「本人からの希望が無い限り、入社から3か月後に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得させることにしており、申立人に関しても、入社から3か月後を資格取得日とする手続を行った。」と回答している上、当該期間において同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「入社時に、事業主から、入社後3か月間は社会保険の被保険者資格は取得させていない旨の説明を受けた。」と証言していること、申立期間⑧については、D社は、「申立人は、平成15年12月30日退職のため、同年12月31日付けの被保険者資格の喪失手続を行った。」と回答している上、同社が加入しているJ厚生年金基金の記録における資格喪失日及び雇用保険の記録における離職日の翌日は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致していること、また、オンライン記録によると、申立人は、当該期間に、健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

これらのことなどを理由として、申立期間のうち、申立期間①から④まで、申立期間⑤のうち、昭和63年12月1日から平成元年3月1日までの期間及び申立期間⑥から⑧までに係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づく24年2月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間①、③及び⑥から⑧までについては、新たな資料は無いが、前回の審議結果は納得できない。また、申立期間②につい

ては、前回の申立事業所であるA社ではなくE事業所、申立期間④については、前回の申立事業所であるF社及びG社ではなくH社での勤務であったことを思い出した。さらに、申立期間⑤のI社については、同社在職中に受けた講習の修了証を提出する。」と主張し、再度申立てを行っている。

申立期間①、③及び⑥から⑧までについては、新たな資料の提出は無い。

申立期間②について、オンライン記録によると、E事業所は、昭和39年11月17日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、E事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も特定できないことから、申立人の勤務実態及び当該期間の同事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、E事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したが、申立人が当該期間に同事業所に勤務していたとする証言が得られなかった。

申立期間④について、H社は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答している。

また、H社の複数の同僚からは、申立人が当該期間に同社に勤務していたとする証言が得られない上、「当時はすぐ辞める人が多かったので、H社では試用期間があり、入社から厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった。」と回答している。

さらに、当該期間のH社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、当該期間に健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

申立期間⑤について、申立人は、申立期間の始期を前回の昭和63年12月1日から同年1月に変更し、I社に在職していた同年12月3日に受けた講習の修了証を提出している。しかしながら、修了証を発行したK社は、「資料は残っていないが、講習は会社経由だけでなく個人でも受けることができるので、修了証があるからといって申立人がI社に勤務していたかは分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①から⑧までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 27 日から 51 年 10 月 1 日まで
A事業所には、昭和 50 年 7 月から 1 年以上勤めたのに被保険者としての記録が短い。申立期間も同事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「厚生年金保険の記録は、昭和 50 年 8 月 27 日にA事業所で被保険者資格を喪失したことになるが、申立期間も同事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は平成 15 年 5 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、申立期間に同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の主張を裏付ける証言は得られない。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 50 年 8 月 27 日に資格喪失した後、同年 8 月 29 日付けで健康保険被保険者証を返納した旨記録されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険の資格喪失日は事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、雇用保険の記録によると、申立人のA事業所における離職日は同年 8 月 27 日とされている一方、オンライン記録の資格喪失日は、当該離職日の翌日ではなく、当該離職日となっており、一日相違しているものの、雇用保険の記録とオンライン記録は、おおむね一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知（静岡）厚生年金 事案 7754（静岡事案 1311、1903 及び 2193 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 16 日から同年 8 月 27 日まで
② 昭和 43 年 8 月 17 日から 46 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 3 月 9 日から同年 5 月 16 日まで

前回の申立てについて、平成 24 年 2 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

しかし、脱退手当金を請求したことも、受給した記憶も無く、審議の結果に納得できないので、新たな資料の提出等はないが、再度、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i) 申立期間③に係る事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 7 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがえないうこと、ii) 申立人は、申立期間③に係る事業所を退職後、53 年 1 月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難いことなどから、既に年金記録確認静岡地方第三者委員会の決定に基づく平成 22 年 10 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る 2 回目の申立てについては、申立人は、「脱退手当金を受給した記憶は無いので再度調査してほしい。」と主張するが、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金裁定何が作成されているなど適正に裁定手続を行っていることが確認でき、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、これについても既に年金記録確認静岡地方第三者委員会の決定に基づく平成 23 年 8 月 12 日付け

で年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る3回目の申立てについては、申立人は、「脱退手当金を請求したことはなく、年金事務所で脱退手当金裁定請求書を確認したが、私のサインではない。」と主張するが、当該脱退手当金裁定請求書について、社会保険事務所（当時）は、裁定請求書の届出に従い、申立人の脱退手当金に係る事務処理を行っていることが2回目の審議で確認されており、当該主張をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められないことから、これについても既に年金記録確認静岡地方第三者委員会の決定に基づく平成24年2月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「脱退手当金を受け取っていない。裁定請求書のサインは私が書いたものではない。」と主張し、今回再度申立てを行っているが、申立人から新たな関連資料等の提示はなく、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかにこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。